

緑の風 FAX版



JR 東労組ホームページ

NO. 134 2022年3月28日 JR東労組

不当労働行為・あらゆるハラスメントを許さない!
起ち上がった横浜の仲間と連帯してたたかおう!

JR東労組
組合員に対し

あいつらは

馬鹿

立候補するなら

飛ばす

わざと仕事を
やりにくい
状況をつくる

組合が
強い職場を

潰す



2022年3月25日
第174号

JR東労組 
Yokohama

JR東労組横浜地本
発行人 助川一実
編集情宣担当
ホームページ
<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

横地申 第33号 不当労働行為およびあらゆるハラスメントの撲滅と2022年度
鎌倉車両センター過半数代表者選出手続きのやり直しを求める

本日「緊急申し入れ」を提出!

JR東労組横浜地本は、この間、横浜支社から提案されるさまざまな会社施策について、常に真摯に向き合い労使議論を積み重ねてきました。職場では「変革2027」の実現に向けて、「新たなジョブローテーション」施策や「現業機関における柔軟な働き方の実現について」などに真面目に向き合い、環境変化に戸惑いながらも、お客さまと社員の安全を第一義に果敢にチャレンジし続けています。

そのような中、鎌倉車両センターにおいて、JR東労組に対し嫌悪感を剥き出しにした、不当労働行為・ハラスメントが公然と行われており、私たちは由々しき事態であると捉えています。具体的には、2022年度の過半数代表者選出に向けて昨年10月から候補者の擁立と陣営なるものを組織し、「〇〇君が代表者選に立候補するので、ここに居るみなさんで勝利に導いてほしい」と特定の候補者に肩入れをすることともに、JR東労組組合員が担っている2021年度の過半数代表者や安全衛生委員に対し「あいつらは馬鹿だ」「わざと仕事をやりにくい状況をつくって、職場内の不満をつくり、職場代表者への風当たりを強くしていく」など、到底管理者とは思えない発言を繰り返し、会社ぐるみで過半数代表者の選出を行っています。また、JR東労組組合員が2022年度の過半数代表者に立候補しようとするのに対し「〇〇さんが立候補するなら国府津へ飛ばしてしまおうか」という発言に至っては、明らかに不当労働行為です。

車両メンテナンス職場は、お客さまに安全で品質の良い車両を提供するためのJR東日本会社にとって極めて重要な位置にある職場です。そこで働く社員が圧力と不安を感じることは決してあってはなりません。鎌倉車両センターにおいて、現場長や副所長が上記の様な言動を行っていることに強い憤りを感じます。

したがって、重大な事象として捉え、不当労働行為およびあらゆるハラスメントの根絶と2022年度鎌倉車両センター過半数代表者選出手続きのやり直しを求め、下記の通り緊急に申し入れを行いました。

～要求項目～

- 2021年11月に会社主催の飲み会で、鎌倉車両センター所長は「会社経営幹部の中には、組合が強い職場をつぶそうと考えている人もいる。自分も鎌倉にまだ居たい。職場代表を組合に取られたら俺の首が飛ばよ。〇〇さんが立候補するなら国府津へ飛ばしてしまおうか」と、JR東労組組合員が過半数代表者になることを拒み、立候補したら「飛ばす」と発言している。これは、明らかに労働組合法第7条で禁止している不利益扱いに抵触し不当労働行為である。したがって、厳しく現場指導を行ない是正すること。
- 鎌倉車両センターにおいて行われた2022年度の過半数代表者選出は、2021年10月段階から使用者の意向によって候補者の擁立と陣営の設置が行われ、11月には会社主催の飲み会で、使用者たる副所長は「〇〇君が代表者選に立候補するので、ここに居るみなさんで勝利に導いてほしい」と特定の候補者への投票を促した。さらに「安全衛生委員会で意見を言うが、あいつらは馬鹿だから何も考えずにものを言うてくる。わざと仕事をやりにくい状況をつくって、職場内の不満をつくり、職場代表者への風当たりを強くしていく。〇〇君が代表者になればこういった処置も緩和していくことを考えている」「今の代表者はみんなの意見を聞いているか。組合で出された意見しか言っていないよな。こんな代表者でいいのか」と発言し、現行の過半数代表者および安全衛生委員への侮辱を行うとともに、特定の候補者が有利となるよう働きかけを行っている。また、2022年2月に所長は、過半数代表者選出に際しJR東労組組合員である立候補者が提出した所信表明について「だって〇〇さんは会社の備品で作っちゃったから受理しなかったんだもん。選挙の開票を本人たちの前でやるんだけど、俺笑ってしまいそう」と、労働組合に対する嫌悪感を剥き出しにして差別的発言を行っている。これら一連の動向は明らかに会社ぐるみで組織的に過半数代表者選出を取り組んでいる証左である。これは、労働基準法施行規則第6条の2第1項にある「使用者の意向に基づき選出されたもの」であることから、鎌倉車両センターの2022年度過半数代表者選出手続きをやり直すこと。
- 本申し入れに基づき会社は調査を行うと思うが、社員が圧力と感ずることや不利益扱いは行わないこと。

不当労働行為・ハラスメントは絶対に許さない!
安全を脅かす不適切事象撲滅に向け全力でたたかいます!

